

議案第56号

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成27年6月8日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条
例第30号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部山陽小野田市特別職報酬等審議会の項中「給与の額」の次に
「並びに非常勤職員（山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山
陽小野田市条例第44号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる非常勤
職員をいう。）の報酬の額」を加え、同部山陽小野田市行政委員会委員報酬等
審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	山陽小野田市特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給与の額並びに非常勤職員（山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる非常勤職員をいう。）の報酬の額について調査し、審議し、答申すること。		山陽小野田市特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給与の額について調査し、審議し、答申すること。
	(略)	(略)		山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会	非常勤職員（山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる非常勤職員をいう。）の報酬の額について調査し、審議し、答申すること。
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)